

障害者権利条約、障害者差別解消法を知る ～障害のある人もない人もいっしょに暮らす社会をめざして～

平成27年10月16日(金)

明石市役所福祉部障害者高齢者支援担当課長

日弁連人権擁護委員会

障がいを理由とする差別禁止法制に関する特別部会 委員

弁護士 青木 志帆(兵庫県弁護士会)

自己紹介

略 歴

- 198X年 大阪で生まれる
- 1987年 頭蓋咽頭腫と診断される→二度の開頭手術
→ここから「下垂体機能低下症」という難病患者
- 2004年 大学卒業
- 2006年 法科大学院卒業
- 2008年 司法試験合格
- 2009年 弁護士登録(兵庫県弁護士会)
- 2015年 明石市役所入庁

現 在

- 日弁連人権擁護委員会障害者差別禁止法特別部会委員
- 兵庫県弁護士会 高齢者障害者総合支援センター「たんぽぽ」委員
- 明石市福祉部障害者・高齢者支援担当課長(任期つき専門職員・弁護士)

これから話すテーマは・・・

「障害者権利条約・障害者差別解消法を知る」

多少、身体具合が悪くなったからといって、
住みなれた「居場所」を追い出されない社会を作る！！

- 国語辞書的な「差別」みたいな刺激的な話ではない。
- いつか必ず老いて死んでいく私たち
→老いても簡単に「施設行ってしまえ」と言われない社会。
全員に関係のあること
- 「社会的障壁」？ 「合理的配慮」？
→よくわからない単語だからこそ知っておく必要がある。

社会生活をしていて困ること

～「ふつう」と「病気」のあいだにいる私の場合～

パッと見全然わからない

- まわり(先生・友だち・同僚)に説明しても、すぐに忘れられてしまう。
- 何度も説明するとうるさがられる

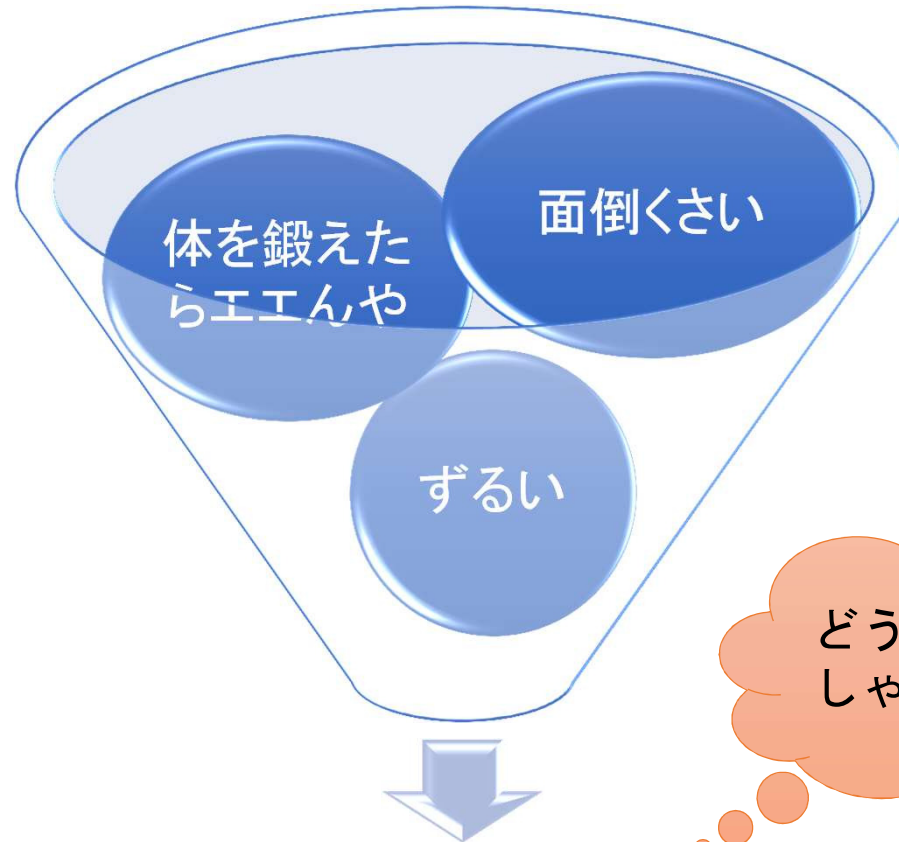
本人にはどうすることもできない

- 迷惑をかけていることはわかるが、努力次第で何とかなる問題でもない
- 特に、「肥満傾向」は本当にどうしようもない。(ダイエットしたら？と彼氏に言われ続けて別れたことも...)
- 失敗することもある(たとえば、かばんに常備している薬を切らしていることに気づかず、外出先で迷惑をかける)
- 「いつものことなのだから、あなたのミスでしょ？」と言われる
- 緊張感あふれる服薬管理...

説明が難しい

- 医学的用語を使いながらの説明は難易度が高い。

内部障害系難病患者への世間の目線 ～私の経験より～



あきらめ

どうせ言うても
しゃーないし…

病気を明かさないとどうなるか

患者側	使用者側
<ul style="list-style-type: none">● 通院時間の確保● 出勤時間の配慮● 勤務時間の融通が効く部署への配属● 冷所保存の薬を冷蔵庫に保管しておく● 休憩場所(大規模な会社になれば、社内に医務室が) <p>〈こんなささいな事でも〉</p> <ul style="list-style-type: none">● 勤務時間中に多少青い顔をしていても不審がられない● 無理な仕事が降ってきた時に「無理です」と言いやすい。 <div data-bbox="322 1193 1070 1401" style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"><p><u>精神的・身体的にかかる「無理」を軽減できる</u></p></div>	<div data-bbox="1155 437 1966 708" style="border: 1px solid blue; border-radius: 20px; padding: 15px;"><p>「病気を明かす」→「採用対象外」と、即断することが、患者が病気を隠す原因。</p></div> <p>患者が病気を隠す →知らないあいだに負担をかける →予期せず体調を崩す →仕事に穴があく</p> <p>最初からきちんと調整をしておけば、そのようなリスクは軽減できる。</p> <div data-bbox="1155 1161 1966 1401" style="border: 1px solid orange; border-radius: 20px; padding: 15px;"><p>最初にきちんと調整しなければ、使用者側の知らない間に、「無理をする難病患者」を採用してしまう。</p></div>

障害者の権利に関する条約

Convention of the Rights of Persons with Disabilities

「障害者の権利に関する条約」と「障害者差別解消法」の関係

- 障害者権利条約の基本理念
 - すべての障害のある人に
 - すべての基本的人権を、健常者と同等に保障する



健常者と同じ権利の保障ができないなら差別だ！

2006年12月 国連総会で採択
2007年9月 日本も署名→批准するには時間がかかった
2008年5月 発効
(署名から約6年・・・)
2014年1月 日本批准

採択から批准まで

- 2006年12月 国連総会で採択
- 2007年9月 日本「署名」

日本の障害者が置かれた状況は、権利条約が求める水準よりもとても低い...

例) 精神障害者の長期入院
障害者自立支援法→「憲法違反だ！」
地域で生活するための社会資源が整っていない

障害者差別を禁止するための国内法がない！

→せめて、障害者差別禁止法は作ってからでないと、国際社会に恥ずかしくて批准などさせられない！

- 2013年6月 障害者差別解消法成立(施行2016年4月1日)
- 2014年1月 正式に批准(世界で141番目)

権利条約の意味

言いたいことは二つだけ

- すべての障害者に
- 健常者と同じ内容の基本的人権を保障する

①「すべての障害者に」

- 「障害」とは何か～「社会モデル」の話
- 障害者の範囲

②「健常者と同じ内容の基本的人権を保障」

- 差別禁止
- 合理的配慮の提供

障害者権利条約が考える「障害」

• 前文

- 障害は発展する概念である
- 障害は、機能障害を有する者と社会的障壁との間の相互作用によって生じる。
- 障害者の多様性を認める。
- すべての障害者の人権を促進し、保護することが必要。

• 第1条（目的）

障害者には、

- 長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害
- 様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者
・・・を含む。

権利条約の「障害」のとらえ方

- これまで…

目が見えない

外へ出たら、事故にあうかもしれないし危ない！

できるだけ家で過ごしていよう

「医療(医学)モデル」

機能障害は、障害のある人側の責任で克服するものである、という考え方。

権利条約の「障害」のとらえ方

権利条約では・・・

目が見えない

1人で外に出たら事故にあうかもしれない。危ない！

誰かが一緒に外出する
=「合理的配慮」

目が見える人と一緒に外出すれば危なくない！

外出は一人でするものだ、
という決めつけ
=「社会的障壁」

「社会モデル」

機能障害を、障害のある人個人ではなく、社会の責任で克服しようとする考え方。

それでもよくわかんないよ、「社会モデル」

• 例)「左利きの人」

Q 左利きの人に聞きます。

普段の生活で「こういうところがちょっと不便だなあ」というところはありませんか？

はさみ

左利きに直された

社会が

「右利き」

を前提に作られているから！！

機能が通りづらい

それでもよくわかんないよ、「社会モデル」

左利きの不便を

- 「医学モデル」的に克服しようとする...

左利きの人になんとかがんばって克服する

＝訓練して右利きになる

切れにくいはさみを何とか工夫して左手で使いこなす

- 「社会モデル」的に克服しようとする...

社会(左利きの人以外)ががんばってその人の不便をなくす

＝左利き用の包丁・はさみを商品として販売

障害のある人とは・・・

健常者基準でできあがった「モノ」や「環境」や「文化」が、生活していくうえで「障害」となっている人。

権利条約の基本理念 ～徹底した差別撤廃条約

- 基本理念

「障害のある人もない人もともに生きる社会」

＝差別禁止

＝健常者に保障されている基本的人権を健常者と同等に保障する

- 「差別」とは・・・

① 障害を理由とする異なる取り扱い
(一般的な「差別」のイメージに合致する)

② **合理的配慮の不提供**

○ 社会的障壁を取り除くために、社会(＝障害のない人)が提供すべき行動
＝合理的配慮

「やさしさ」
「思いやり」とは違う

障害のある人もない人もいっしょに

差別解消法／条例、そして「見えない障害バッジ」など…

障害者差別解消法

- 正式名称：
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 成立日：2013年6月
- 施行日：2016年4月1日 ←これから始まる！

【位置づけ】

- 障害者権利条約の「肝」である「障害者差別禁止原則」を定めた国内法
- 2013年6月に成立
→→同年12月に国会で障害者権利条約批准承認

差別解消法の「障害者」

差別解消法第2条

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的日常生活または社会生活に相当の制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

障害者差別解消法が考える「差別」

「誰の」「誰に対する」「どのような行為」を対象にしているのか？

- 誰の・・・「事業者」または「行政機関」(法7条、8条)
 - cf) 近所のおばさん、家の中、友人間での差別
 - 対象外なので気をつけよう！
- 誰に対する・・・「障害者」
 - cf) 手帳の有無、病気の種類は関係ない
- どんな行為(法7条、8条)
 - ① 障害を理由とする不当な差別的取扱い
 - ② 合理的配慮の不提供

「見えない障害バッジ」

- サイト「わたしのフクシ」にて購入できる！

watashinofukushi.com

- 赤いハートマーク♡

「私は見えない障害を持っています」

- 透明なリボン(無印)

「私は見えない障害を持っている人を応援します」



「差別解消法」をまとめると...

差別解消法が決めていること

① 誰からの差別？

行政機関等・一般事業者

→親戚の間や、ご近所の人からの差別は対象外

② 差別は「禁止」されているの？

不当な差別的取扱い→原則禁止！

合理的配慮の提供→行政機関等：法的義務

民間事業者：努力義務(できたらやってね)

③ 差別をなくすためにどんなことをするの？

障害者差別解消支援地域協議会

→障害のある人の支援に関わる機関が「連携」する。

ホンマに？

これで障害者差別解消に関する取組みはバッチリ！

法律だけでは足りないこと

- どこに相談しに行ったらいいのかわからない。
- 差別があったときに、どこが解決してくれるのかわからない。
- どこが施策を推進するのか責任が不明確。
- 行政機関等・民間事業者から受けた差別だけしか対象になっていない。
- 民間事業者は、合理的配慮を提供できるように「がんばればいい」だけ。
- 「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の不提供」と言われても、具体的に何をしてはならないのか(しなければならぬのか)がわからない。

「条例」を作ることの意味

法律ではできないことを、地域で考える

差別解消「条例」が求められる理由

差別解消法ができる前

- 障害者基本法第4条に差別禁止の条文があるが...
- 実効性のある「障害を理由とする差別を禁止する規範が必要だ！
→平成18年10月、千葉県で全国初の差別禁止条例

差別解消法ができた後

- 障害を理由とする差別を解消するための法律はできたが、裁判規範性が弱い
- 障害を理由とする差別＝「合理的配慮の不提供」
→白黒結論がはっきりする裁判手続きよりも、建設的対話を前提とする「あっせん・調停型」のADRのような紛争解決が望ましい
- 差別解消法は、障害者差別解消支援地域協議会を定めるだけで、紛争解決については具体的ではない。

地域課題に即応した具体的な差別解消条例が必要

地域	条例名	成立日	施行日
千葉県	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県条例	平成18年10月	平成19年7月
さいたま市	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例	平成23年3月	平成24年4月
熊本県	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	平成23年7月	平成24年4月
国	障害者差別解消法	平成25年6月	平成28年4月
鹿児島県	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例	平成26年3月	平成26年10月
京都府	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例	平成26年3月	平成27年4月
奈良県	奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例	平成27年3月	平成28年4月

合理的配慮に関する相談対応の例

【発達障害・知的障害のある子の保護者からのご相談】

近所の工事の騒音で子どもがパニックを起こし、自傷行為をしています。業者へ事情を説明して配慮をお願いしたところ、①防音シートの使用など一定の配慮はしてもらえたのですが、②子どもの下校時間までに工事を終わってほしいという要望については満足な回答が得られませんでした。

(「熊本県平成24年度相談活動等実施状況について」より)

- 保護者の要望

- ① 防音シートの使用

- ② 子どもの下校時間までに工事を終わってほしい

ムリ？

- 工事業者の事情

朝～下校時間しか作業ができないと、納期に間に合わない！！

↓ ↓ ↓

- 保護者＝日中一時支援で預かってもらうなどの障害福祉サービス

- 業者＝**預かってもらえなかった日だけ工事時間を短縮**

今の私のお仕事

～障害者差別解消条例とは

差別解消法を作る一般的な手順

- ① 一般市民から「差別されたな、と思った事例」を募集
- ② 集めた事例を、差別の種類や場面ごとに類型化
- ③ 差別事例をまとめて条文化

これを、地方自治体の条例づくりでも行うことで、その過程で市民一人一人が

「差別とは何か」

「どうすれば解消できるのか」

「どこまで譲れるのか、譲れないのか」

を考えるきっかけになる。



おしまい

…と、思いきや！

視覚障害のある弟が

「周りに迷惑をかけると思って自治会の清掃活動には参加せず、負担金を払ってきた。しかし、障害のために参加できないのだから、もう払いたくない。」

と言っている。ほかの自治会ではどういう対応をしているのだろうか。

Q1 この場合の「社会的障壁」はなんでしょうか。

Q2 自治会はどのような対応をすればいいでしょうか。

Q3 弟さんは、自治会との関係を今後どのようにすればいいでしょうか。